

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 野辺地風力発電事業更新計画環境影響評価方法書)

- 1 工事用資材等の搬出入に伴う騒音、振動及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の影響予測について、撤去した風力発電設備の搬出先によっては、工事関係車両の走行に伴う騒音、振動による生活環境への影響や人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境に影響を及ぼすおそれがあるため、予測対象時期については、撤去工事に係る工事関係車両の搬出入も含めて交通量が最大となる時期とすること。
- 2 対象事業実施区域は、ヒバリ平鳥獣保護区内に位置しており、風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、哺乳類及び鳥類の生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、樹木の伐採や土地の改変が極力少なくなるように計画すること。また、調査及び予測の結果、哺乳類及び鳥類の生息環境に重大な影響が予測される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。
- 3 バードストライク調査について、落下した死骸はスカベンジャーによる持ち去りにより消失するおそれがあるため、持ち去りの影響を受けにくい時間帯に実施するなど、適切な調査手法を検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 両生類や昆虫類の春季の調査時期について、本県の梅雨明け時期が遅いことを考慮して、5～6月に設定すること。
- 5 魚類及び底生動物調査地点について、通し回遊魚について調査するため、W1、W4、W5の下流にもそれぞれ調査地点を設定すること。また、魚類の調査時期について、遡河回遊魚であるニホンイトヨやシロウオなどの絶滅危惧種を調査するため、5月を追加すること。
- 6 対象事業実施区域及びその周辺には、土砂流出防備保安林、飛砂防備保安林、防風保安林が存在し、これら保安林は水源の涵養や土砂の流出防備などの公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、保安林を避けること。
- 7 対象事業実施区域には、植生自然度が7、9及び10と高い地域が存在しており、特に植生自然度が10の地域は水域に集中しているため、当該水域に濁水等の影響が

及ばないように工事計画を検討するとともに、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これら植生自然度が高い地域を避けること。

- 8 対象事業実施区域内の湖沼には、既存の植生調査からは得られていない学術的に重要な水生植物が分布している可能性があることから、陸生植物だけでなく、当該湖沼に生育する水生植物への影響を回避又は極力低減すること。
- 9 対象事業実施区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等により、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を十分検討すること。
- 10 造成・基礎工事等により生じる残土について、その発生量や処分計画等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。
- 11 累積的な環境影響について、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、予測及び評価の結果を環境影響評価準備書に反映すること。